

## 下限面積（別段の面積）の設定についての検討結果

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなりました。

「農業委員会の適正な事務実施について（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、北広島市農業委員会では、平成29年3月29日開催の農業委員会総会において審議を行い、以下のとおり決定しました。

このため、北広島市内での農地の権利取得の際の下限面積要件は、従来どおり、「2ヘクタール」となります。

### 記

#### 1 農地法施行規則第17条第1項の適用について

検討結果：別段の面積の設定は行わない。

理由：2010農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を耕作している農家数が北広島市内農家数の7割を超えているため。

#### 2 農地法施行規則第17条第2項の適用について

検討結果：別段の面積の設定は行わない。

理由：耕作放棄地が存在するが、荒廃が進み極度に生産条件が劣る農地が多く、継続して効率的に利用することが困難と認められるため。